

公立大学法人名古屋市立大学では、平成 22 年 4 月 1 日に、役員の報酬基準を次のとおり改定した。

1 改正前の役員報酬基準について

(1) 常勤役員

常勤役員については、改正前は、次の区分に応じた年俸の基本額を定め、それに社会情勢、評価委員会による法人の業績に関する評価及びその者の業務実績等を総合的に勘案し、基本額の 97% から 103% までの範囲内の額で理事長が決定することとなっていた。なお、この場合の報酬額は、通勤手当相当額を含んだ額となっていた。

区 分	年俸の基本額
理事長	18,060,000 円
副理事長及び理事	7,000,000 円～16,980,000 円 の範囲内で、理事長が定める額

※ 理事長の基本額並びに副理事長及び理事の基本額の上限額は、名古屋市の指定職給料表の給料月額を基礎に算定

(2) 非常勤役員

改正前においては、非常勤役員の報酬は、日額 30,000 円となっていた。

2 役員報酬基準の改定について

(1) 常勤役員

ア 年俸の基本額

理事長の年俸額について、平成 21 年度における職員の給与改定の状況を踏まえた場合、1(1)の範囲（97% から 103% までの範囲）を下回る額となることから、次のとおり、基本額を改定した。あわせて、副理事長及び理事の基本額の上限額についても改定を行った。

区 分	年俸の基本額
理事長	17,028,000 円
副理事長及び理事	7,000,000 円～16,032,000 円 の範囲内で、理事長が定める額

イ 社会情勢、業績等の反映幅

職員について平成 21 年度における給与改定程度の給与の増減があった場合、その都度役員報酬の基本額自体の改定を行う必要が生じることから、**社会情勢、業績等の反映幅について、改正前は 3%であったものを、10%に改めた。**

ウ 通勤手当

副理事長及び理事の年俸額を算定する場合、改正前は通勤手当相当額を含んで算定していたが、費用弁償の性格を有する**通勤手当については、本給とは別に支給**することに改めた。

(2) 非常勤役員

平成 21 年度の給与改定によって、職員の年収が平均で 5%程度引き下がったことを踏まえ、非常勤役員の報酬を次のとおり、**5%引き下げた。**

区 分	現 行	改正後
非常勤役員	日額 30,000 円	日額 28,500 円

3 実施日

2 の改定等は、平成 22 年 4 月 1 日に実施した。

(参考)

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）（抜すい）

（役員の報酬等）

第 48 条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第 56 条第 1 項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第 49 条 設立団体の長は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第 56 条 第 48 条及び第 49 条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第 48 条第 3 項中「実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

- 2 （略）